

福島県廃棄物処理計画（素案）に対するパブリック・コメントと対応

資料1-2

No.	頁	行	意見等	対応
1	3	25	廃棄物の区分を見ると産業廃棄物が91%と圧倒的な比重を占めている。これをまず減量化することがカギとなるため、計画の主目的に明確に位置づけるべきと考える。	廃棄物処理計画は、廃棄物の減量化や適正処理に係る本県の基本的な方針を示すものとなっており、一般廃棄物と産業廃棄物の処理体系が異なることから、それぞれの課題に対して対策を講じていくことが重要と考えます。
2	30	各図	グラフの内訳が欲しい。製造業と言ってもどの分野なのか、電気、ガス、水道は、どの分野のどのようなものももっとも排出量が多いのかが分からない。詳細を示したうえで傾向と対策を明記して欲しい。	<p>主要な業種、廃棄物の種類についてグラフ化したものであるため、各詳細については記載しておりません。なお、本計画の図表については、平成25年度福島県廃棄物実態調査報告書を基に作成しており、その調査結果については県のホームページにおいて公表しております。</p> <p>参考：福島県産業廃棄物排出処理状況確認調査について http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/haikibutsutaisaku044.html</p>
3	31, 32		13号廃棄物というのは何か、意味が分からないので丁寧な説明が欲しい。県外搬出された廃棄物はどこに処分されているのかの説明も必要。	<p>13号廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条13号に規定されている産業廃棄物（産業廃棄物を処分するために処理したもので、それらの産業廃棄物の種類に該当しないもの）を示します。具体的な例としては、コンクリート固化物等が該当します。御意見を参考に説明を追記いたしました。</p> <p>また、表4-1については産業廃棄物の種類ごとの県外への搬出量を示したものであるため、個別の搬出先については記載しておりません。</p>
4	33	1~33	中間処理施設、最終処分場の場所を明記すべき。周辺環境への影響がある施設であり、市民の知るべき重要情報である。	廃棄物処理計画は、廃棄物の減量化や適正処理に係る本県の基本的な方針を示すものとなっており、個別の施設の所在地については記載しておりません。
5	37	40	循環型社会への観点から、ごみ排出そのものを抑制すべきなのであるから、再利用のみに頼るべきではない。再利用による環境汚染も考慮すべき。	<p>産業廃棄物の排出抑制については、施策の基本的な方針に挙げているとおり重要と考えられることから、排出量の目標値を設定し、その推進に取り組んでいきます。</p> <p>後段については、御意見として参考にいたします。</p>
6	38	13	立入検査をもっと強化すべき。〇〇〇の産廃処理施設□□□は、違法状態で15年も操業を続けていたが、県の重大な不作為である。このようなことがないよう徹底していただきたい。 ※個別の名称については伏せて記載しています。	排出事業者や処理業者に対する立入検査等については、実施要領を作成し計画的に実施しているところですが、なお一層の徹底を図り、廃棄物の適正処理の推進に努めます。
7	38	37	補助金をあげただけで終わらないよう、実効ある施策にしていきたい。これまでの費用対効果はどうなのか、検証結果を知らせるべき。またそれに伴う課題と対策も示すべき。	各種補助事業については、現地調査等を実施し、事業者からの実績報告を求め、事業内容の確認を行っております。検証結果等につきましては、廃棄物処理計画の趣旨を踏まえ記載しておりません。

No.	頁	行	意見等	対応
8	43		野焼き対策を入れるべき。従来より厳しい罰則があるが、全く周知されておらず公然と野焼きが行われている。ましてやあらゆるものが放射性物質に汚染された今、測定も行わず野焼きを続けることは危険極まりなく、環境汚染や健康被害の重大な要因となっている。 不法投棄とともに監視対象に位置づけ、原則禁止の周知徹底をお願いしたい。	野焼き等の不適正処理につきましては、より一層の指導の徹底を図り、廃棄物の適正処理の推進に努めます。
9	全般		全般的に目標が抽象的で具体策が示せていないのではないか。実効性がどの程度なのか疑問である。	廃棄物処理計画は、廃棄物の減量化や適正処理に係る本県の基本的な方針を示すものであるため、個別事業等の詳細までは計画中には示しておりませんが、県としては、計画の基本方針を踏まえた各種取組により、目標の実現を図っていくこととしております。また、第7章に示したように、目標達成状況の確認等を行い、各種施策の見直しや新たな施策の検討を行うことにより、実効性の確保に努めます。
10	(指定なし)	(指定なし)	<p>ゴミの増加問題は、出口(処分や分別、再資源化)の方向のみを計画しても無駄である。 特に、放射性ゴミが混入している県下のゴミについては、いたずらに焼却や最終処分に頼るのは住民の不安や、処分場で働く労働者のひばく、処分場や施設の汚染の問題も絵にかいたようにはやさしくなく、好ましくない。</p> <p>提言1、家庭ゴミについては、草木や野外にあったもの長期に野外にあったもの(放射性汚染が高い)と、室内ゴミは分別して収集し、それぞれに合わせた処分方法をとること。</p> <p>提言2、ゴミを増やさない啓蒙活動、企業に対しては過剰包装、梱包の改善、下請け会社や販売店への「押付納品」の改善(売れ残り処分を出さない)。住民に対しては、過剰包装の見分け方や、「粗悪品」の見分け方や、余分な物を買わない価値観などの啓蒙。</p> <p>提言3、いわゆる可燃物について、焼却以外に、乾燥化、堆肥化による減容など、様々な方法を考え実現すること。</p> <p>提言4、最も古くから再資源化されてきた、紙、ガラスの分別再資源化を徹底すること。</p>	<p>御意見として参考にいたします。</p> <p>一般の家庭ごみでは、草木や野外にあったものも含め、通常のごみと同様の方法で処分が不可能なほど汚染度が高いものはほとんどないため、特に分別収集・処分する必要はないものと考えております。</p> <p>御提言の内容の基本的な方向性については、本計画中の各種施策の中に盛り込まれているものと考えております。なお、御提言いただいた各種取組については、具体的な個別取組事業等を検討する際の参考にいたします。</p> <p>循環型社会形成推進基本法において、廃棄物等についてはできる限り循環的な利用が行われなければならないとされていることに鑑み、処理施設の整備に当たっては、たい肥化施設やメタン・りん回収設備等、廃棄物系バイオマス利活用のための施設等への転換促進を図ることを、施策の中に盛り込んでおります。</p> <p>市町村による回収だけでなく、町内会等の自治会や子ども会などによる自主回収、スーパーマーケット、コンビニ等における店頭回収など、様々な主体による資源物の分別回収を促進し、紙やガラスを始めとした資源物のより一層の再資源化を進めたいと考えております。</p>